

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金については、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に感染した感染症(感染が疑われる症状を含む。)の療養のため労務に服することができない場合を対象期間としていたが、今般、国より財政支援内容が発出されたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

第2 改正の内容

第26条の3中「令和5年5月7日」を「令和5年5月7日までに感染した条例第40条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」に改める。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第15号

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市国民健康保険条例施行規則（昭和48年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の3中「令和5年5月7日」を「令和5年5月7日までに感染した条例第40条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の療養のためにその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。